

相談者 (Aさん)
最近私共の仕事のなかで、時効が問題になることがあります。今日は時効について説明してください。

弁護士 時効とは真実の権利と異なった事実が永く続いた場合、その事実状態をそのまま権利と認める制度です。

例えば本当は甲の所有地を乙が自分の所有地として永年使用してきた場合、その土地は乙の所有地とされ、又甲が乙に対して売却代金があるのに、永年何の請求もしていないとその請求権を失うことがあります。前者を取得時効と云い、後者が消滅時効です。

Aさん そうすると時効は、真実の状態と異なる状態を法律が認める制度ということになりますね。

弁護士 そうです。本来法律は前の例で言えば乙から甲に土地を返還させ、あるいは乙から甲に代金を支払わせ、真実の状態に戻すことが使命なのですが時効はその反対の役割を果します。

Aさん どうして法律は本来の役割と反対の制度を認めているのでしょうか。

弁護士 それには二つの理由があります。一つは、一定の事実が永年続き、だれも争っていない様な場合、社会生活上その事実状態を



示のみでなく、黙示的にされた場合も含むとして次の四点をあげています。①永年公的目的に使用されることなく放棄されている②公共用財産としての形態・機能を失っている③その物を他人が永年占有しているのに公的目的が害されることがない④その物を公共用財産として維持する理由がない。

Aさん 右の事例は、一般私人が公共用物の取得時効を主張した場合と思いますが、反対に公共団体が時効を主張できるものでしょうか。

弁護士 判例では、国の時効取得の主張を認めても公物の公共性、公益に反することはないから公物は国の取得時効の対象になるとしています。

Aさん それでは次に公法関係上、消滅時効はどの様に適用されるのでしょうか。

弁護士 以前は、公権・公義務は時効によって消滅せず、立法によって認められた場合た

法律に強くなる!

連載【まちづくりの法律相談】 第5回

時効で権利を失わない様に

前提として取引が行われるのが普通です。それを後になって覆すと却って取引関係を混乱させることになるからです。もう一つは、権利は永年行使されないとその存否が証拠上不

け例外的に消滅時効するとされています。しかし、現在では前に述べた時効制度の趣旨から、私法上も公法上も時効消滅するというのが通説です。

そして、公法上の金銭債権の消滅時効については、ご承知のように会計法三〇条、三二条の規定があり、同旨の規定が地方自治法二二六条にあります。

Aさん 地方自治法二二六条では、五年の時効は援用を要せず又、放棄もできず絶対的なものとされていますね。従って、その適用範囲が問題なのではないでしょうか。

弁護士 その通りです。条文上「時効に関する他の法律に定めがあるものを除くほか」(一項)、「法律に特別の定めがある場合を除くほか」(二項)とありますので、民法を含む他の法律が適用になるときは地方自治法の適用はありません。判例では、公法上の債権と私法上の債権とに分け、会計法(地方自治法)の適用をうけるのは公法上の債権のみに限るとしています。

Aさん 具体的にはどんな例がありますか。

弁護士 消滅時効に民法の適用があるときれた事例として①抵当権者に配当すべき公売代金が誤って滞納国税に充当された場合の不当利得返還請求権②国家賠償に基づく普通地方公共団体に対する損害賠償請求権③国有財産

明になり偶々証拠を保存した者が有利になるという弊害が出てくるからです。
Aさん 制度の目的は判りました。しかし、本当の権利者でないのに権利を取得したり、義務を免れるのは嫌だという人もいるのではないのでしょうか。

弁護士 その通りです。そこですべての場合に時効制度を強制するのは妥当ではありません。民法上は、権利を得、又は義務を免れることを希望する場合にだけ確定的に権利の得喪が発生するとされています。時効の援用(民法一四五条)と放棄(民法一四六条)がそれです。

Aさん ところで公物について取得時効は成立するのでしょうか。

弁護士 公物には道路とか公園といった直接公衆の共同使用に供される公共財産と、官公署など公共団体自身の使用に供される公用物とがあります。因みに国有財産でも単に収益を目的とする普通財産は公物ではありません。公物には、その目的達成に必要な限度で私法の適用が排除されます。そして公用が廃止された場合取得時効が成立するというのが判例です。しかし大審院時代の判例では、公用が廃止されたというためには、行政庁の明示の意思表示が必要とされていましたが高裁判所は昭和五十一年の判決で、公用の廃止は明

払下げによる国の売買代金請求権などがあります。

Aさん 以上の外注意すべき点はどんなことでしょうか。

弁護士 時効については、民法・会計法・地方自治法の外、色々な法律に消滅時効の定めがあります。従って、業務執行上時効によって請求権が消滅しないよう常に注意しておく必要があります。そして時効にかかりそうであれば地方自治法二二六条四項の通知・催告の外、地方税法一八条の二による告知・督促・交付要求、民法一四七条の請求・差押・承認など時効の中断手続は必ずとっておかなければなりません。一部の弁済でも一部であることを認めての弁済であれば全部の承認になります。そして催告(請求の一種)の場合六ヶ月以内に裁判上の請求などをしてしないと時効中断の効力が生じないことに注意しておく必要があります。



阿部 長
(あべ ひさし)
宮城県町村会顧問弁護士

◎PROFILE
1932年生まれ
1965年 弁護士登録